

特定非営利活動法人

AA日本ゼネラルサービス

定 款

特定非営利活動法人 AA 日本ゼネラルサービス 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 AA 日本ゼネラルサービスという。英文名を「Alcoholics Anonymous Japan General Service」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アルコール依存症に苦しむ人々やその家族、アルコール依存症者の支援者、医療機関等社会に対し、アルコール依存症者の自助活動であるアルコホーリクス・アノニマス(略称AA)について、広く情報提供サービスを行うとともに、断酒のための自助活動を支援する事業を行うことを目的とする。

2 この法人の活動は、AA の憲章に則り、AA の自助活動に浸透し、導いている「ステップ(回復)」・「伝統(一体性)」・「概念(サービス)」を指針とし、AA の自助活動の信頼と一致した方法とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) アルコール依存症者及びその家族、アルコール依存症者の支援者、医療機関等にAAを活用したアルコール依存症からの回復の情報提供事業
 - イ 出版
 - ロ ホームページやマスメディアを活用した広報
 - ハ シンポジウム、フォーラム、セミナーの開催
- (2) 断酒のための自助活動の育成支援
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 この定款の全条項、全条件に同意すること。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、入会の申込があったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員

(役員の種類および定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上11人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事は理事会で正会員の中から選任し、監事は総会で正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第14条 役員の任期は1期2年とし、再任は2期までとする。ただし別途理事会で定めた場合は、2期を超えて再任することができる。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 理事又は監事が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、解任することができる。監事は総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により理事又は監事を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第17条 役員には、報酬を支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 監事の選任又は解任、役員の職務
- (5) 解散における残余財産の帰属先

- (6) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき監事から招集があったとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

(招集)

第22条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項および内容を示した書面を開会日の7日前までに発して行なわなければならない。
- 4 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項および内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって開会日の1週間前まで招集通知を発して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

- 2 理事会は、理事の3名以上が出席した場合に開会することとする。

(議決)

第25条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の同意で決する。

- 2 総会および理事会における議決事項は、第22条第3項または第4項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について、議決権を行使することができない。

(表決権等)

第26条 総会における正会員及び理事会における理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会または理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項及び前々項の規定により表決した構成員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

第27条 理事長は、事務局運営・管理に関する簡易な事項または急を要する事項については、構成理事の過半数の賛同が得られたときは、理事が書面またはファックス、電子メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
 - (2) 事業に伴う収入
 - (3) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) その他の収入
- 2 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第35条 この法人の事業計画および収支予算は、理事長が作成し毎事業年度開始前に、理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および決算)

第36条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席者の3分の2以上の議決を経、かつ、法 25 条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第40条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)の際に有する残余財産は、正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定された他の特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場にするとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第42条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第43条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第44条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 雑 則

(細則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	高橋 清
副理事長	工藤 富博
理事	高橋 麗正
理事	伊藤 義次
理事	今井 賢
理事	野崎 典昭
監事	佐藤 公一
監事	小松 雄一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条の第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成17年2月28日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成16年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第35条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

